

横浜市水道事業及び工業用水道事業の設置等に関する条例（抜粋）

制 定 昭和41年12月27日条例第64号

最近改正 平成25年6月5日条例第49号
(平成25年6月5日施行)

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公営企業法（昭和27年法律第292号。以下「法」という。）の規定に基づき、横浜市水道事業及び工業用水道事業（これらに付帯する事業を含む。以下同じ。）の設置等について、必要な事項を定めるものとする。

(水道事業及び工業用水道事業の設置)

第2条 生活用水その他の浄水及び工業用水を市民その他の需要者に供給するため、本市に水道事業及び工業用水道事業を設置する。

(経営の基本)

第3条 水道事業及び工業用水道事業は、常に企業の経済性を発揮するとともに、公共の福祉を増進するように運営されなければならない。

2 水道事業の給水区域等の計画は、次のとおりとする。

- (1) 給 水 区 域 本市の区域内
- (2) 1日最大配水能力 1,820,000立方メートル

3 工業用水道事業の給水区域等の計画は、次のとおりとする。

- (1) 給 水 区 域 鶴見区、神奈川区、西区、中区、保土ヶ谷区、旭区、磯子区、戸塚区及び栄区の一部
- (2) 1日最大配水能力 380,000立方メートル

(管理者)

第4条 法第7条ただし書の規定に基づき、水道事業及び工業用水道事業を通じて水道事業管理者（以下「管理者」という。）1人を置く。

2 管理者の名称は、水道局長とする。

(組織)

第5条 法第14条の規定に基づき、管理者の権限に属する事務を処理させるため、水道局を置く。

第6条 (重要な資産の取得及び処分)

第7条 (議会の議決を要する負担付きの寄付の受領等)

第8条 (業務状況説明書類の提出等)

} 省略